



# 宮 崎 県 公 報

平成24年 6 月21日 (木曜日) 第 2397 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○宮崎県物資流通統計調査要綱の一部を改正する 告示…………… (統計調査課) 1	頁
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 5	
○肉用子牛生産安定等特別措置法第 6 条第 1 項の 指定…………… (畜産課) 5	
○肉用子牛生産安定等特別措置法第 6 条第 1 項の 指定の解除…………… ( “ ) 5	
○道路の区域の変更 (4 件) …… (道路保全課) 5	
○道路の供用の開始 (4 件) …… ( “ ) 6	

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (蛸・鱸・鮫課) 7	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 7	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (6 件) …… (農村整備課) 8	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更…………… (水産政策課) 11	
<b>公安委員会告示</b>	
○特別遊泳場の指定…………… 12	
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解 散の届出…………… 12	
○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 13	
○資金管理団体の届出事項の異動及び指定取消の 届出…………… 15	

## 告 示

宮崎県物資流通統計調査要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年 6 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 429号

#### 宮崎県物資流通統計調査要綱の一部を改正する告示

宮崎県物資流通統計調査要綱 (昭和53年宮崎県告示第1189号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(調査の範囲)</p> <p>第 3 条 調査は、日本標準産業分類 (平成14年総務省告示第 139号) に掲げる大分類 F - 製造業 (以下「製造業」という。) 及び大分類 J - 卸売・小売業 (以下「卸売・小売業」という。) に属する事業所のうち、知事が指定するものについて行う。</p> <p>(調査事項)</p> <p>第 4 条 調査は、次の表の左欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項について行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>製造業に属する事業所</td> <td>1 [略] 2 <u>品目別製造品受払</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 <u>品目別消費地域別出荷内訳</u></td> </tr> <tr> <td>卸売・小売業に属する事業所</td> <td>1 [略] 2 <u>品目別販売先別商品販売額</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 <u>品目別仕入先別商品仕入額</u></td> </tr> </table> <p>(調査の期日)</p>	製造業に属する事業所	1 [略] 2 <u>品目別製造品受払</u>		3 <u>品目別消費地域別出荷内訳</u>	卸売・小売業に属する事業所	1 [略] 2 <u>品目別販売先別商品販売額</u>		3 <u>品目別仕入先別商品仕入額</u>	<p>(調査の範囲)</p> <p>第 3 条 調査は、日本標準産業分類 (平成21年総務省告示第 175号) に掲げる大分類 E - 製造業 (以下「製造業」という。) 及び大分類 I - 卸売業、小売業 (以下「卸売業・小売業」という。) に属する事業所のうち、知事が指定するものについて行う。</p> <p>(調査事項)</p> <p>第 4 条 調査は、次の表の左欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項について行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>製造業に属する事業所</td> <td>1 [略] 2 <u>製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額及び国内向け出荷額</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 <u>国内向け出荷額の消費地別構成比及び業種別構成比</u></td> </tr> <tr> <td>卸売業・小売業に属する事業所</td> <td>1 [略] 2 <u>品目別の商品販売額及びその販売先別構成比</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 <u>品目別の商品仕入額及びその仕入先別構成比</u></td> </tr> </table> <p>(調査の期日)</p>	製造業に属する事業所	1 [略] 2 <u>製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額及び国内向け出荷額</u>		3 <u>国内向け出荷額の消費地別構成比及び業種別構成比</u>	卸売業・小売業に属する事業所	1 [略] 2 <u>品目別の商品販売額及びその販売先別構成比</u>		3 <u>品目別の商品仕入額及びその仕入先別構成比</u>
製造業に属する事業所	1 [略] 2 <u>品目別製造品受払</u>																
	3 <u>品目別消費地域別出荷内訳</u>																
卸売・小売業に属する事業所	1 [略] 2 <u>品目別販売先別商品販売額</u>																
	3 <u>品目別仕入先別商品仕入額</u>																
製造業に属する事業所	1 [略] 2 <u>製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額及び国内向け出荷額</u>																
	3 <u>国内向け出荷額の消費地別構成比及び業種別構成比</u>																
卸売業・小売業に属する事業所	1 [略] 2 <u>品目別の商品販売額及びその販売先別構成比</u>																
	3 <u>品目別の商品仕入額及びその仕入先別構成比</u>																

第 6 条 調査は、平成17年12月31日現在で行う。

(調査の方法)

第 7 条 調査は、統計調査員を配置して行う。

(統計調査員)

第 8 条 調査の事務に従事させるため、条例第 6 条第 1 項の規定により、統計調査員 (以下「調査員」という。) を置く。

2 調査員は、調査対象事業所の所在する調査区 (事業所・企業統計調査規則 (昭和56年総理府令第26号) に規定する調査区をいう。)に置く。

(調査票の提出)

第 9 条 調査員は、別に定める期限までに申告の義務を有する者から申告された調査票を回収し、市町村の長を経由して知事に提出しなければならない。

第10条 [略]

第 6 条 調査は、平成23年12月31日現在で行う。

(調査の方法)

第 7 条 調査は、知事が選定した事業所 (次条において「調査対象事業所」という。)に調査票を送付することにより行う。

(調査票の提出)

第 8 条 調査対象事業所は、調査票に所定の事項を記入の上、別に定める期限までに当該調査票を知事に提出しなければならない。

第 9 条 [略]

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を次のように改める。

別記  
様式第 1 号 (第 5 条関係)

この調査は、宮崎県指定統計条例に基づく指定統計調査です。

提出期限	
提出先	宮崎県 統計調査課長

**秘** 平成23年 宮崎県物資流通統計調査票  
 (平成23年宮崎県産業連関表作成特別調査) (対象期間:平成23年1~12月)

都道府県	整理番号	休廃
	( 枚中 枚)	

平成23年物資流通統計調査は、経済産業省・各経済産業局及び宮崎県が作成する「平成23年地域産業連関表」、「平成23年宮崎県産業連関表」の基礎資料として、地域間の商品流通状況を把握することを目的としています。

※ 本調査票は、宮崎県ホームページ (<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/honbu/toukei/sangyo/bussii.html>) によりダウンロードが可能です。(様式:エクセルファイル)。

事業所在地	〒 -	問合せ先	(平成 年 月 日 作成)
事業所名		所属部署名	TEL
		フリガナ	氏名

☆ この調査は、個々の事業所を対象としていますので、貴事業所で生産された製品のみが調査の対象となります。「他の事業所」から受入れた製品で、貴事業所では全く加工をせず「そのまま」出荷するものは調査の対象となりません。記入は、数量×生産者販売価格をお願いします。(生産者販売価格とは、購入者価格ではなく、消費税を抜いた工場出荷価格(荷造料を含む)を指します。)

☆ 対象期間は、平成23年1~12月の1年分です。この期間で記入が困難な場合は、平成23年を最も多く含む1年間で記入してください。

☆ 調査事項の中で、記入困難な項目がある場合は、本社等に問い合わせるなどして記入してください。

品目名	品目1		品目2		品目3		品目4		品目5		
	品目コード	100									
消費税の扱い	101	1. 抜き 2. 込み (原則、消費税抜きで記載してください。)									
自工場生産額	102	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
うち自工場消費額	103	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
うち輸出出荷額	104	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
うち国内出荷額	105	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
消費地別構成比	201	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	
北海道	202	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
東北計	203	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
青森県	204	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
岩手県	205	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
東北宮城県	206	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
秋田県	207	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
山形県	208	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
福島県	209	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
不明	210	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
関東計	211	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
茨城県	212	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
栃木県	213	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
群馬県	214	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
埼玉県	215	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
千葉県	216	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
東京都	217	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
神奈川県	218	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
新潟県	219	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
山梨県	220	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
長野県	221	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
静岡県	222	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
不明	223	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
中部計	224	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
富山県	225	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
石川県	226	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
岐阜県	227	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
愛知県	228	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
三重県	229	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
不明	230	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
近畿計	231	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
福井県	232	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
滋賀県	233	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
京都府	234	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
大阪府	235	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
兵庫県	236	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
奈良県	237	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
和歌山県	238	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
不明	239	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
中国計	240	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
鳥取県	241	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
島根県	242	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
岡山県	243	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
広島県	244	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
山口県	245	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
不明	246	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
四国計	247	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
徳島県	248	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
香川県	249	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
愛媛県	250	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
高知県	251	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
不明	252	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
九州計	253	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
福岡県	254	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
佐賀県	255	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
長崎県	256	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
熊本県	257	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
大分県	258	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
宮崎県	259	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
鹿児島県	260	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
不明	261	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
沖縄県	262	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	. %	
業種別構成比	263	販売先業種コード	構成比	販売先業種コード	構成比	販売先業種コード	構成比	販売先業種コード	構成比	販売先業種コード	
第一位	264		%		%		%		%		
第二位	265		%		%		%		%		
第三位	266		%		%		%		%		

① 「品目名」、「品目コード」に記載された品目以外に、貴事業所で生産している指定品目(記入手引8~30頁参照)があれば、その品目についても、記入してください。

② 「消費税の扱い」については、貴事業所の消費税の扱いにより、該当する番号を○で囲んでください。原則、消費税抜きで記入してください。

③ 「自工場生産額」は、貴事業所内で生産したものを記入してください。輸入品や他工場からの受入品は含めません。他から受託して生産したものは、含めてください(その際は、加工費ではなく生産額(生産数量×生産者販売価格)をお願いします。)

④ 「うち自工場消費額」は、貴事業所で生産された製品を、更に別の製品の原材料として消費した分を記入してください。

⑤ 「うち輸出出荷額」は、直接または商社等を通じて最終的に輸出されたものを記入してください。

⑥ 「うち国内出荷額」は、貴事業所から出荷したもののうち、国内向けに出荷したものを記入してください。同一企業内の他工場へ原材料として出荷したのもも含まれます。その場合は市価で換算して記入してください。

⑦ 「消費地別構成比」は、⑥「うち国内出荷額」で出荷された製品について、最終消費地(記入手引6頁参照)別の構成比を都道府県別に記入してください(各品目の合計が100.0%となるよう、小数点第1位まで記入。)。なお、都道府県別にわからない場合には、地域別の「不明」欄に記入してください。

⑧ 「業種別構成比」は、⑥「うち国内出荷額」がどの業種に販売されたかについて、出荷額の大きい順に、「業種コード一覧表」(記入手引31~34頁参照)から業種コード(3桁)を3つ選び、そのコードと、その業種のおおよその構成比を整数で記入してください(構成比の合計は、100%にならなくても問題ありません。)

備考  
(休業中、操業開始後未出荷等、注意すべき事項がありましたら、その旨ご記入をお願いします。また、生産者販売価格で記載できない場合は、記載していただいた方法(例:加工賃、内国消費税抜き等)を記入してください。)

☆ ご協力ありがとうございました ☆  
宮 崎 県



## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 宮崎県告示第 430号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成24年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日	
24年-10	映画	熟妻と愛人 絶妙すげべ舌	後藤組 ＜オービー映画＞	平成24年6月12日	
24 -11	映画	秘書とお医者さんごっこ	池島組 ＜新東宝映画＞		
24 -12	映画	白衣にしみる愛液	的場組 ＜新東宝映画＞		
24 -13	映画	やりたがる未亡人 隠れ床	深町組 ＜新東宝映画＞		
24 -14	映画	異常飼育 ワイセツ性交	山崎組 ＜オービー映画＞		
24 -15	映画	淫蕩告白 兄嫁の濡れた午後	竹洞組 ＜オービー映画＞		
24 -16	映画	ONE NIGHT TUNE ～俺たちの伝言～	関根組 ＜オービー映画＞		
24 -17	映画	おねだり狂艶 色情ゆうれい	渡辺（元）組 ＜オービー映画＞		
24 -18	映画	ピラニア リターンズ （原題）PIRANHA 3DD	ブロードメディア・スタジオ （アメリカ）		
24 -19	映画	「3D Sex&禅」過激すぎたプロモ映像 （原題）3-D SEX AND ZEN: EXTREME E C S T A S Y	ナインマイルズ （香港）		
24 -20	映画	ベティ・ブルー／愛と激情の日々 （原題）37. 2 LE MATIN	フロンティアワークス （フランス）		
24 -21	映画	籠の中の乙女 （原題）DOGTOOTH	彩プロ （ギリシャ）		
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。				

## 宮崎県告示第 431号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第7条第1項の規定により、同法第6条第1項の指定を次のとおり行った。

平成24年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	指定年月日
公益社団法人宮崎県畜産協会	宮崎市広島1丁目13番10号	平成24年4月1日

## 宮崎県告示第 432号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項第5号の規定により、同法第6条第1項の指定を次のとおり解除した。

平成24年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	解除年月日
社団法人宮崎県畜産協会	宮崎市広島1丁目13番10号	平成24年3月31日

## 宮崎県告示第 433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年6月21日から平成24年7月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字矢立	旧	4.9 ~ 12.5	274.0
			1218番 109 地先から同 郡同村同大 字同字1218 番21地先ま で	新	9.4 ~ 35.3	274.0

宮崎県告示第 434号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 6 月21日から平成24年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
45	県道	御池都 城線	都城市山田 町山田字合 戦場2020番 4 地先から 同市同町山 田字二重原 2169番 3 地 先まで	旧	7.5 ~ 47.5	586.0
				新	15.0~ 47.5	586.0

宮崎県告示第 435号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 6 月21日から平成24年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市富美 山町 536番 3 地先から 同市山月町 5 丁目5849 番 5 地先ま で	旧	7.5 ~ 18.0	359.2
				新	11.2~ 43.0	319.8

--	--	--	--	--	--	--

宮崎県告示第 436号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 6 月21日から平成24年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
307	県道	尾鈴川 南停車 場線	児湯郡川南 町大字川南 字下切5674 番 2 地先か ら同郡同町 同大字字桜 山5756番 1 地先	旧	4.8 ~ 16.4	564.4
				新	11.2~ 22.8	564.4

宮崎県告示第 437号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 6 月21日から平成24年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字矢立 1218番 109 地先から同 郡同村同大 字同字1218 番21地先ま で	平成24年 6 月21日

宮崎県告示第 438号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 6 月21日から平成24年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
45	県道	御池都城線	都城市山田町山田字合戦場2020番4地先から同市同町山田字二重原2169番3地先まで	平成24年6月21日

## 宮崎県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年6月21日から平成24年7月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
51	県道	中野原美々津線	日向市大字幸脇字飯谷1871番1地先から同市同大字字陰平1507番1地先まで	平成24年6月21日

## 宮崎県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年6月21日から平成24年7月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
307	県道	尾鈴川南停車場線	児湯郡川南町大字川南字下切5674番2地先から同郡同町同大字字桜山5756番1地先	平成24年6月21日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成24年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年6月1日	特定非営利活動法人ライフカンパニー新富	田中 稔	宮崎県児湯郡新富町大字新田8339番地	この法人は、あらゆる世代の人達がお互いの交流を通して、地域の中で人間関係を深め、孤立よりも共同の生活を精神的糧とできることを目指し、高齢者には憩いの場を提供、児童及びその家族に対しては、健全育成、子育て支援事業を行い、地域発展のために尽力し、広く公益に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）コメリホームセンター日向店  
日向市大字財光寺字池1675番 外29筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年2月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,513㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物西側 146台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物西側 20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北東側 (No.1) 65.0㎡  
建物南西側 (No.2) 65.0㎡  
合計 130.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北東側 39.27㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地西側、北側及び南側 5箇所（出入口5箇所）

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設 (No.1) 午前6時～午後10時  
荷さばき施設 (No.2) 午後10時～午前6時30分

8 届出年月日  
平成24年6月4日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間  
平成24年6月21日から平成24年10月22日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間  
平成24年6月21日から平成24年10月22日まで

11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。  
平成24年6月21日  
宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	西川和孝	小林市細野2181番地5
理事	園田真吾	宮崎市花山手東2丁目33-10
監事	村吉和久	宮崎市大字田吉997

（任期：平成25年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	長瀬道大	小林市野尻町東麓3146番地1
理事	松山和孝	宮崎市田野町乙2045番地
監事	関師保光	宮崎市佐土原町上那珂4995番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、池内南方土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	久保田章生	宮崎市南方町垣下498番地
副理事長	齊藤義信	宮崎市池内町大瀬戸4186番地
理事	井上正次	宮崎市池内町小鹿黒3546番地
理事	椎幸夫	宮崎市池内町古門987番地3
理事	大原鉄見	宮崎市南方町迫之山80番地2
総括監事	佐々木正典	宮崎市南方町垣下470番地
監事	服部国夫	宮崎市池内町前吾田1085番地

（任期：平成26年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事長	椎末義	宮崎市池内町後吾田1268番地2
副理事長	福田重信	宮崎市南方町大迫344番地
理事	大田原捨美	宮崎市池内町立野下1831番地1



理 事	清 山 茂 男	宮崎市池内町松元3795番地
理 事	野 中 常 廣	宮崎市南方町垣下 542番地 3
総括監事	佐々木 正 典	宮崎市南方町垣下 470番地
監 事	服 部 国 夫	宮崎市池内町前吾田1085番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、古城土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 6月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	奥 野 忠 良	宮崎市古城町後藤寺迫6322番地
副理事長	鬼 塚 繕 行	宮崎市古城町山ノ城5698番地
理 事	黒 田 幸 男	宮崎市古城町南川内 622番地
理 事	杉 田 重 利	宮崎市垣久南 4 丁目 172番地55 宮本アパート
理 事	長 友 浩	宮崎市古城町相ヶ迫4854番地
総括監事	戸 高 博	宮崎市古城町長田5845番地
監 事	長 友 隆 志	宮崎市古城町柳町5082番地

（任期：平成26年 3月31日まで）

#### 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	奥 野 忠 良	宮崎市古城町後藤寺迫6322番地
副理事長	小八重 一 次	宮崎市北川内町垂水西ノ前6039番地
理 事	黒 田 幸 男	宮崎市古城町南川内 622番地
理 事	杉 田 重 利	宮崎市垣久南 4 丁目 172番地55 宮本アパート
理 事	長 友 利 浩	宮崎市古城町柳町5081番地 2
総括監事	長 友 利 夫	宮崎市古城町古城6225番地
監 事	鬼 塚 繕 行	宮崎市古城町山ノ城5698番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、一ツ瀬川筋土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 6月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	福 井 太	宮崎市佐土原町下田島7905番地イ
理 事	馬 渡 春 重	宮崎市佐土原町上田島3800番地
理 事	白 坂 文 雄	宮崎市佐土原町上田島 248番地
理 事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地
理 事	落 合 水 利	宮崎市佐土原町下田島 11526番地
理 事	根 井 昇	宮崎市佐土原町下田島 12144番地 1
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地 1
監 事	高 橋 光 教	宮崎市佐土原町上田島8143番地
監 事	東 順 一	宮崎市佐土原町下田島 14887番地

（任期：平成28年 4月 3日まで）

#### 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	福 井 太	宮崎市佐土原町下田島7905番地イ
理 事	馬 渡 春 重	宮崎市佐土原町上田島3800番地
理 事	白 坂 文 雄	宮崎市佐土原町上田島 248番地
理 事	甲 斐 武	宮崎市佐土原町下田島3880番地
理 事	東 順 一	宮崎市佐土原町下田島 14887番地
理 事	加 藤 武 次	宮崎市佐土原町下田島 12159番地 イ
理 事	齋 藤 勝	宮崎市佐土原町下田島 11697番地 3
監 事	高 橋 光 教	宮崎市佐土原町上田島8143番地
監 事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南田土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 6 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	永 野 宏 文	宮崎市佐土原町下那珂 11806番地 1
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	郡 司 和 美	宮崎市佐土原町下那珂 11728番地 2
理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地
監 事	郡 司 忠 義	宮崎市佐土原町下那珂 10982番地

(任期：平成26年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	永 野 宏 文	宮崎市佐土原町下那珂 11806番地 1
理 事	郡 司 忠 義	宮崎市佐土原町下那珂 10982番地
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	郡 司 和 美	宮崎市佐土原町下那珂 11728番地 2
理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
監 事	金 丸 紘 二	宮崎市佐土原町下那珂 10800番地 1
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 6 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1
理 事	西 村 孝 一	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2
理 事	中 原 進	宮崎市佐土原町石崎 1 丁目 7 番地 1
理 事	水 野 修	宮崎市佐土原町石崎 3 丁目 4 番地 12
理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理 事	鈴 木 孝 明	宮崎市佐土原町下那珂2964番地 10
理 事	関 屋 重 臣	宮崎市佐土原町下那珂2626番地 101
理 事	脇 本 正 幸	宮崎市佐土原町下那珂2942番地 25
理 事	松 浦 伸 昭	宮崎市佐土原町下那珂67番地 4
総括監事	川 俣 修	宮崎市佐土原町石崎 1 丁目 9 番地 2
監 事	細 川 俊 二	宮崎市佐土原町下那珂71番地

(任期：平成26年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1
理 事	西 村 孝 一	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2
理 事	日 野 弘 行	宮崎市佐土原町下那珂70番地
理 事	黒 木 定 明	宮崎市佐土原町下那珂3393番地 4
理 事	仙 石 正 男	宮崎市佐土原町下那珂2965番地 40
理 事	中 原 進	宮崎市佐土原町石崎 1 丁目 7 番地 1
理 事	安 藤 春 美	宮崎市佐土原町下那珂2032番地

理 事	萩 原 津留男	宮崎市佐土原町石崎2丁目7番地3
理 事	脇 本 成 行	宮崎市佐土原町下那珂2952番地77
監 事	川 俣 修	宮崎市佐土原町石崎1丁目9番地2
監 事	細 川 俊 二	宮崎市佐土原町下那珂71番地

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を平成24年6月13日付けで次のように変更したので、公表する。

平成24年6月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量で全国第12位、生産額で全国第11位（平成21年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置づけであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊するカツオ、マグロ、シイラ等の暖海性の回遊性魚類の、沿岸域ではイワシ、アジ、サバ類の浮魚類、マダイ、チダイ、クルマエビあるいは根付け資源のイセエビ等の好漁場が形成されている。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるもの多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等地先の資源を中心として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

(4) また、本県の重要資源であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ、アマダイ、トラフグ、カサゴ等については、今後も資源のより適正な管理を推進する必要があるため、分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、宮崎県水産試験場を中心とし、関係県との連携のもと、

資源管理体制を充実強化し、将来の具体的な資源管理方策について検討していくこととする。

(5) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(6) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(7) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成23年	平成24年
	まさば及びごまさば		23,000トン
	まいわし	若干	若干
	まあじ	5,000トン	若干

(注) 「平成23年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成23年7月から平成24年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成23年1月から平成23年12月までである。「平成24年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成24年7月から平成25年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成24年1月から平成24年12月までである。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	採捕の種類		
		中型まき網漁業及び小型まき網漁業	
		平成23年	平成24年
	まさば及びごまさば	22,655トン	15,760トン
	まいわし	若干	若干
	まあじ	3,799トン	若干

(注) 「平成23年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成23年7月から平成24年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成23年1月から平成23年12月までである。「平成24年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成24年7月から平成25年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成24年1月から平成24年12月までである。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び

定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成 8 年宮崎県規則第 53 号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさ網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まさ網漁業及び小型まさ網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまさ網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

1 設立届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
永山とおるを育てる会	恒 松 喬	酒 井 醇 三 郎	都城市南横市町8309番地 1	平成24年 2 月 6 日

2 異動届

○政党

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党都城支部	会 計 責 任 者	徳 留 八 郎	黒 木 優 一	平成24年 2 月16日
自由民主党木城町支部	主たる事務所の所在地	児湯郡木城町大字川原1250	児湯郡木城町大字高城3795	平成24年 2 月23日
	代 表 者	黒 木 泰 三	神 野 源 生	

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項  
本県においては該当なし

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第66号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 37 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

平成24年 6 月21日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

海水浴場等の名称	所 在 地	指 定 期 間
青島海水浴場	宮崎市青島 2 丁目 669 番地の 1 の先	平成24年 6 月30日から 同 年 9 月 2 日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707 番地の先	平成24年 6 月30日から 同 年 9 月 2 日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ脇	平成24年 7 月 1 日から 同 年 8 月31日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津大堂津海浜	平成24年 6 月30日から 同 年 8 月31日まで
日南市 栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙41 78番地 1 先海岸	平成24年 6 月23日から 同 年 8 月31日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 6 月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

	会 計 責 任 者	神 野 源 生	眞 鍋 邦 廣	
--	-----------	---------	---------	--

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
高千穂を愛する会	会 計 責 任 者	田 中 義 了	佐 藤 生	平成24年2月2日
西村さとし後援会	会 計 責 任 者	西 村 賢	藤 本 奈 保	平成24年2月3日
稲田和利後援会	代 表 者	甲 斐 裕 一	福 富 清 徳	平成24年2月9日
幸福実現党宮崎県本部	主たる事務所の所在地	宮崎市下原町 216-1 ポ ストンビル	宮崎市吉村町曾師前甲31 57 昭和ハイツ 401号	平成24年2月13日
幸福実現党宮崎後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市下原町 216-1 ポ ストンビル	宮崎市吉村町曾師前甲31 57 昭和ハイツ 401号	平成24年2月13日
	代 表 者	石 川 宗 代	杉 尾 経 治	
河野しゅんじ後援会	会 計 責 任 者	徳 澤 邦 夫	清 田 卓 生	平成24年2月14日
武田康典後援会	代 表 者	三 浦 親 男	谷 口 勲	平成24年2月14日
みやざき新生の会	会 計 責 任 者	徳 澤 邦 夫	清 田 卓 生	平成24年2月14日
幸福実現党宮崎南部後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市月見ヶ丘5丁目26 -4	宮崎市谷川2丁目2-36	平成24年2月16日
	代 表 者	木 澤 義 臣	山 本 充 志	
	会 計 責 任 者	原 典 子	山 本 充 志	
徳留八郎後援会	主たる事務所の所在地	都城市八幡町13-3	都城市八幡町13-18	平成24年2月16日
緒嶋雅晃後援会	代 表 者	富 高 健 一 郎	興 梶 禎 輔	平成24年2月17日
重松幸次郎後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市吉村町江田原甲 1 75-1	宮崎市吉村町浮之城甲99 -4-103	平成24年2月20日
黒木正一後援会	主たる事務所の所在地	東臼杵郡諸塚村大字家代 1832番地	東臼杵郡諸塚村大字家代 4364-4番地	平成24年2月21日
宮崎県歯科医師連盟西臼杵支部	会 計 責 任 者	中 野 博 之	甲 斐 律 夫	平成24年2月22日
十屋幸平後援会	主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺1106	日向市大字財光寺1053	平成24年2月23日
松村悟郎後援会	主たる事務所の所在地	児湯郡高鍋町大字南高鍋 6969	児湯郡高鍋町大字高鍋町 648	平成24年2月23日
くまもと貞司後援会	代 表 者	山 本 諄 一	甲 斐 恵 次	平成24年2月24日
政経会	政 治 団 体 の 名 称	政経会	とじき政経会	平成24年2月28日

## 3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大山けいこ後援会	永 崎 住 義	西種子田 昭	小林市真方 277番地 2	平成24年2月2日
永山とおるを育てる会	恒 松 喬	酒 井 醇三郎	都城市南横市町8309番地 1	平成24年2月6日
中島さんや後援会	中 島 欽 也	中 島 昌 樹	日南市油津 1-10-25	平成24年2月9日
栗下軍治後援会	上 田 重 稔	栗 下 進 一	えびの市大字西長江浦1552番地	平成24年2月14日
武田康典後援会	三 浦 親 男	三 浦 親 男	串間市大字串間1494-5	平成24年2月14日
九州電力労働組合政治活動委員会 宮崎支部	渡 部 義 男	野 口 英 邦	宮崎市橋通西 4 丁目 2 番23号	平成24年2月16日
福留会	福 留 久 光	早 崎 晃	北諸県郡三股町大字蓼池4219	平成24年2月24日

## 宮崎県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定に

より、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成24年6月21日



宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康		イ 本年収入額	0円
(その他の政治団体)		(2) 支出総額	0円
政治団体の名称 大山けいこ後援会		(平成24年分)	
報告年月日 平成24年2月2日		1 収入・支出の総額	
(平成23年分)		(1) 収入総額	5,375円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	5,375円
(1) 収入総額	8,140円	イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額	8,140円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	0円	政治団体の名称 中島きんや後援会	
(2) 支出総額	0円	報告年月日 平成24年2月9日	
政治団体の名称 永山とおるを育てる会		(平成23年分)	
報告年月日 平成24年2月6日		1 収入・支出の総額	
(平成18年分)		(1) 収入総額	85,350円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	85,350円
(1) 収入総額	5,375円	イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額	5,375円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	0円	政治団体の名称 栗下軍治後援会	
(2) 支出総額	0円	報告年月日 平成24年2月14日	
政治団体の名称 永山とおるを育てる会		(平成23年分)	
報告年月日 平成24年2月6日		1 収入・支出の総額	
(平成19年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	0円
(1) 収入総額	5,375円	イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額	5,375円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	0円	政治団体の名称 武田康典後援会	
(2) 支出総額	0円	報告年月日 平成24年2月14日	
政治団体の名称 永山とおるを育てる会		(平成23年分)	
報告年月日 平成24年2月6日		1 収入・支出の総額	
(平成20年分)		(1) 収入総額	1,500円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	1,500円
(1) 収入総額	5,375円	イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額	5,375円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	0円	政治団体の名称 九州電力労働組合政治活動委員会宮崎支部	
(2) 支出総額	0円	報告年月日 平成24年2月16日	
政治団体の名称 永山とおるを育てる会		(平成23年分)	
報告年月日 平成24年2月6日		1 収入・支出の総額	
(平成21年分)		(1) 収入総額	6,011,485円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	5,380,601円
(1) 収入総額	5,375円	イ 本年収入額	630,884円
ア 前年繰越額	5,375円	(2) 支出総額	237,096円
イ 本年収入額	0円	2 収入・支出の内訳	
(2) 支出総額	0円	(1) 収入の内訳	
政治団体の名称 永山とおるを育てる会		オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	630,000円
報告年月日 平成24年2月6日		(ア) 九州電力労働組合政治活動委員会本部	630,000円
(平成22年分)		カ その他の収入	884円
1 収入・支出の総額		10万円未満の収入	884円
(1) 収入総額	5,375円	合 計	630,884円
ア 前年繰越額	5,375円	(2) 支出の内訳	
政治団体の名称 永山とおるを育てる会			
報告年月日 平成24年2月6日			
(平成23年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	5,375円		
ア 前年繰越額	5,375円		



ア 経常経費	78,706円
ウ 備品・消耗品費	4,533円
エ 事務所費	74,173円
イ 政治活動費	158,390円
ア 組織活動費	97,900円
イ 選挙関係費	10,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	46,490円
d その他の事業費	46,490円
エ 調査研究費	4,000円
合 計	237,096円

(平成24年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	5,774,755円
ア 前年繰越額	5,774,389円
イ 本年収入額	366円
(2) 支出総額	5,774,755円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	366円
10万円未満の収入	366円
合 計	366円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	8,107円

1 異動届

○その他の政治団体

資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
重松幸次郎後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市吉村町江田原甲 1 75-1	宮崎市吉村町浮之城甲99 - 4 - 103	平成24年 2 月20日

2 取消届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
戸 敷 正	宮崎市長	とじき政経会	戸 敷 正	宮崎市旭 2 丁目 1 - 25睦屋第 8 ビル 5 F	平成24年 2 月28日

エ 事務所費	8,107円
イ 政治活動費	5,766,648円
ア 組織活動費	9,000円
オ 寄附・交付金	5,757,648円
合 計	5,774,755円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
	5,757,648円)

政治団体の名称 福留会  
 報告年月日 平成24年 2 月24日  
 (平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 6 月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

--	--